

1 1 他機関への紹介

事例 01：精神保健福祉相談

娘は20歳頃に“うつ”状態になったが、現在は“うつ”の症状にはない。しかし、3人の子供に暴力を振るっている。以前、別の電話相談窓口で相談したところ、「警察に訴えてはどうか」と言われ、これでは相談にならないと思い、今回こちらに電話した。精神関係の医療機関等、相談するところはないか教えて欲しい。

キーワード：精神保健福祉相談、虐待、相談窓口

【医療安全相談センターでの対応】

下記の機関の電話番号、相談時間、業務の概要をお伝えし、紹介した(1)。

- ・「長崎県精神保健福祉センター」
(長崎こども・女性・障害者支援センター精神保健福祉課)
- ・「長崎県精神医療センター」

【コメント】

○センターの対応に対して

(1) 専門的な知識と対応が求められる事例であり、センターの対応としては適切であった。

なお、他機関を紹介する場合は、相談者の“たらい回し”を防ぐため、庁内外を問わず、当該機関の業務内容等を事前に把握した上で、責任を持って紹介する対応が求められる。

各種相談窓口に関しては、第IV章 参考資料 の4「各種専門相談窓口」(P93~100)を参照にすること。

○その他

◇ 本事例では、子供への暴力についても言及されており、母親のケアもさることながら、子ども虐待としての対応がまず求められるべきである。子ども虐待への対応は最重要事項であり、医療安全相談センターに関連情報が寄せられた場合は優先して対応すべきである。

なお、児童虐待の防止等に関する法律第6条【※注】の規定により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、公務員に限らず、すべての国民は福祉事務所・児童相談所への通告義務がある。

【※ 注】

◎ **児童虐待の防止等に関する法律 第6条**（児童虐待に係る通告）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

◎ **児童福祉法 第25条**（要保護児童発見者の通告義務）

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

◎ **刑法 第134条**（秘密漏示）

医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。